

生産性向上設備投資促進税制について

平成26年1月
経済産業省

1. 生産性向上設備投資促進税制の対象(全体像)

- 質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図るため、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置を新設。

類型	A: 先端設備	B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備 (要件)	「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの(サーバー及びソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る。) ①最新モデル ②生産性向上(年平均1%以上) ③最低取得価額以上	「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの ①投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上) ②最低取得価額以上
確認者	工業会等	経済産業局
税制措置	○産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)から平成28年3月31日まで :即時償却と税額控除(5%。ただし、建物・構築物は3%)の選択制 ○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで :特別償却(50%。ただし、建物・構築物は25%)と税額控除(4%。ただし、建物・構築物は2%)の選択制 ※ ただし、税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の20%が上限	

2. 対象設備リスト

- 具体的な対象設備は下記表のとおり。
- ただし、生産等設備(事業の用に直接供される減価償却資産)のみが対象であり、本店の機能しかない建物、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等(いわゆるバックオフィス)は対象外。また、中古設備も対象外。

A: 先端設備

設備種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	ロール
器具備品	試験又は測定機器
	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの
	冷房用又は暖房用機器
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)
サーバー用の電子計算機(その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの)	
建物	断熱材
	断熱窓
建物附属設備	電気設備(照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。)
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備
	昇降機設備
	アーケード又は日よけ設備(ブラインドに限る。)
	日射調整フィルム
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

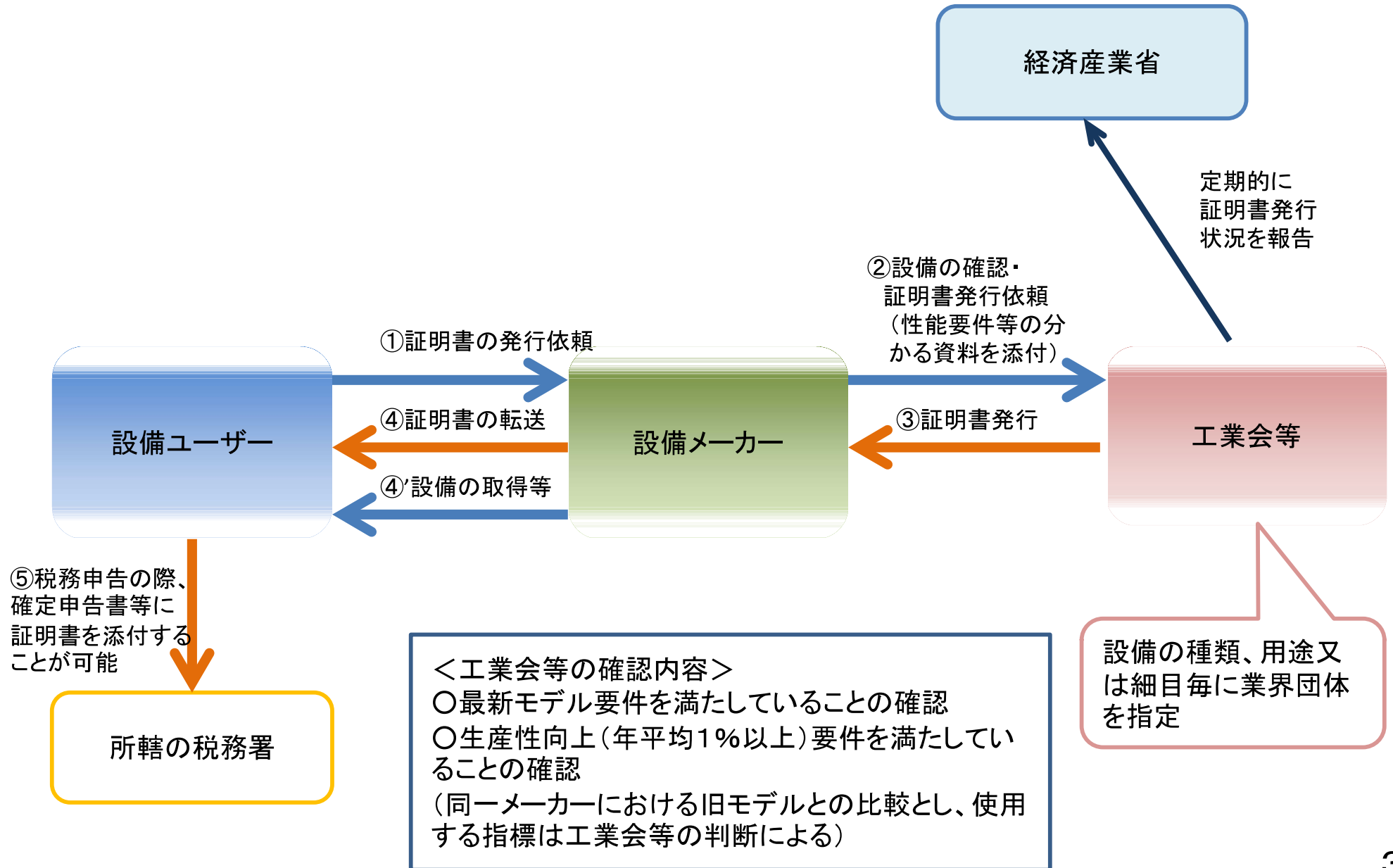
設備種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	全て
器具備品	全て
建物	全て
建物附属設備	全て
構築物	全て
ソフトウェア	全て

※ サーバー用の電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。

※ サーバー用の電子計算機については、中小企業者等(情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人を除く。)が取得又は製作をするものに限る。

※ ソフトウェアについては、中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。

3-1. 先端設備の要件確認スキーム



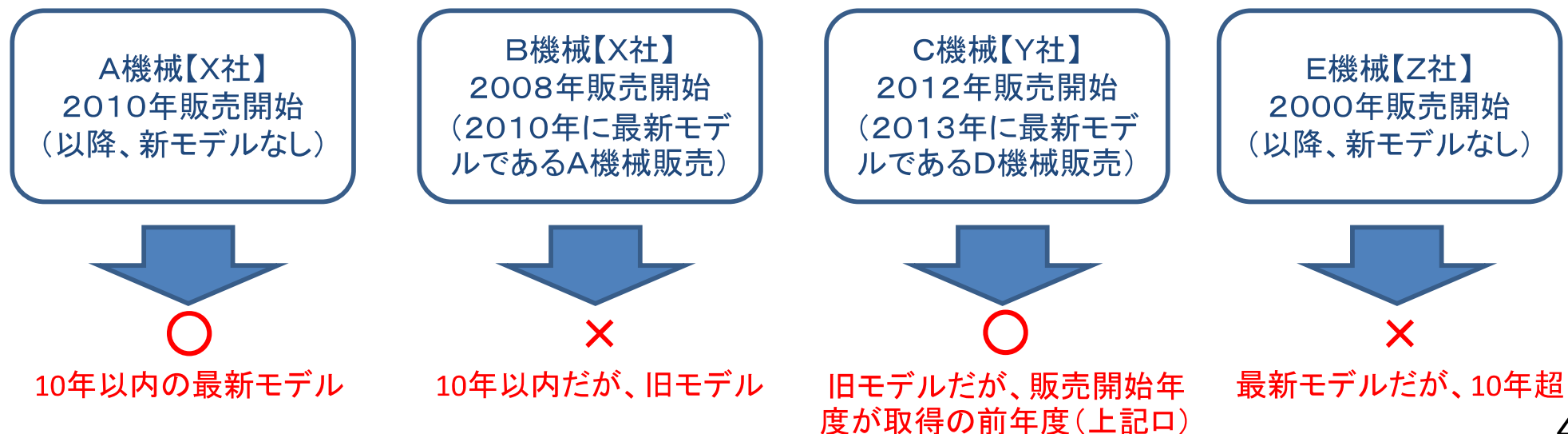
3-2. 先端設備の要件:最新モデル

- A:先端設備については、A要件①～③を全て満たす設備が対象。
- そのうち、A要件①及び②については、メーカーの申請に基づき工業会等が確認・証明。

A要件①:最新モデル

- ✓ 最新モデルであること。最新モデルとは、各メーカーの中で、下記のいずれかのモデルをいう。
 - イ 一定期間内(機械装置:10年以内、工具:4年以内、器具備品:6年以内、建物及び建物附属設備:14年以内、ソフトウェア:5年以内)に販売が開始されたもので、最も新しいモデル
 - ロ 販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル

<事例>(それぞれ、2013年に設備を取得したものとする)

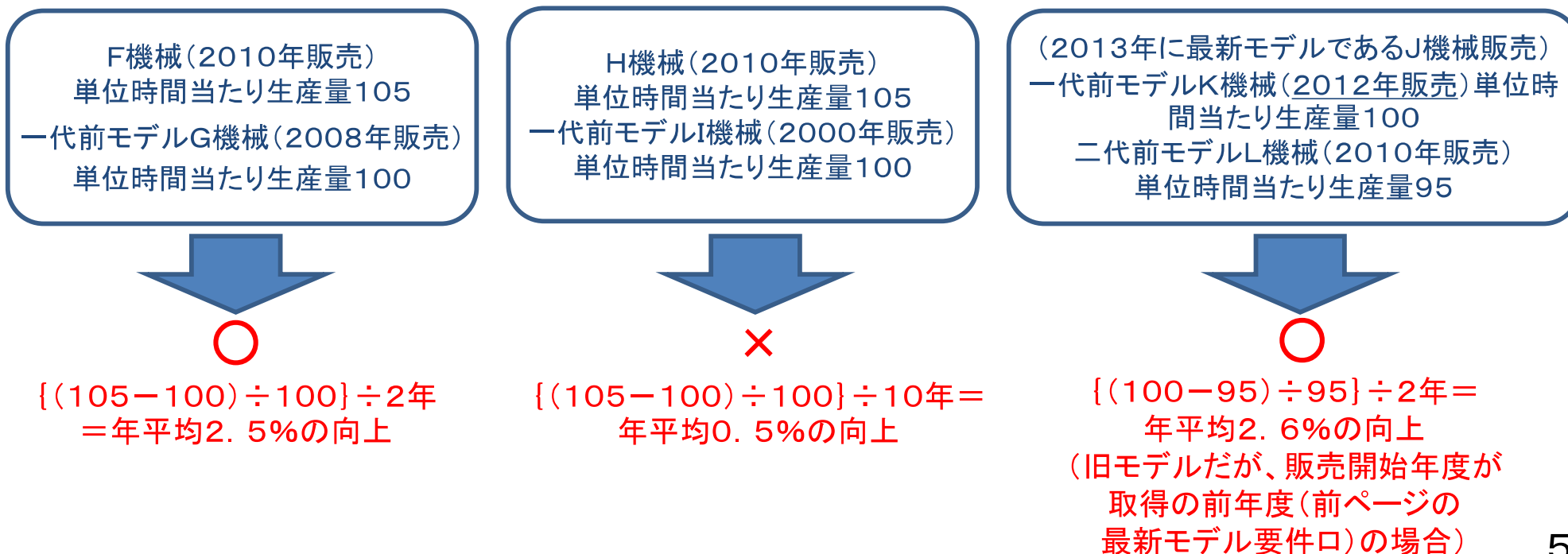


3-3. 先端設備の要件:生産性向上

A要件②:生産性向上

- ✓ 旧モデル(最新モデルの一世代前モデル)と比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているものであること。(※)
※ ただし、ソフトウェアについては、この生産性向上要件は不適用。
- ✓ 「生産性」の指標については、「単位時間当たりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等、メーカーの提案を元に、各工業会がその設備の性能を評価する指標として妥当であるかを判断。
- ✓ あくまで比較するのは同メーカー内での新モデル・旧モデルのみであり、他メーカーとの比較や、ユーザーが元々使用していたモデルとの比較は行わない。
- ✓ 特注品であっても、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成部品がある場合は、そのベースとなる旧モデルとの比較を行う。

<事例>



3-4. 先端設備の要件:最低取得価額

A要件③:最低取得価額

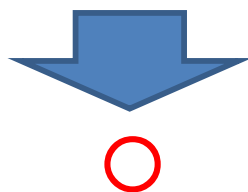
- ✓ 最低取得価額以上のものであること。最低取得価額は、設備種類毎に設定(下表のとおり)。
- ✓ 工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアについては、単品価額(※)での要件に準ずるものとして、年度合計額での要件を設定。

設備種類	最低取得価額
機械装置	単品160万円
工具及び器具備品	単品120万円(単品30万円かつ合計120万円を含む。)
建物及び建物附属設備	単品120万円(建物附属設備については、単品60万円かつ合計120万円を含む。)
ソフトウェア	単品70万円(単品30万円かつ合計70万円を含む。)

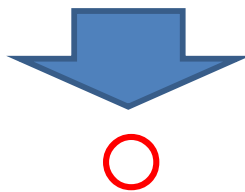
※単品とは、機械装置、工具、器具備品においては1台または1基、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアにおいては一の設備を指す

<事例>

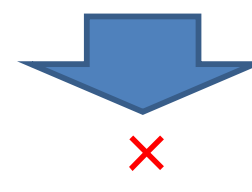
1台300万円の
機械装置を購入



1台40万円の冷蔵庫(器具備品)を4台、合計160万円購入

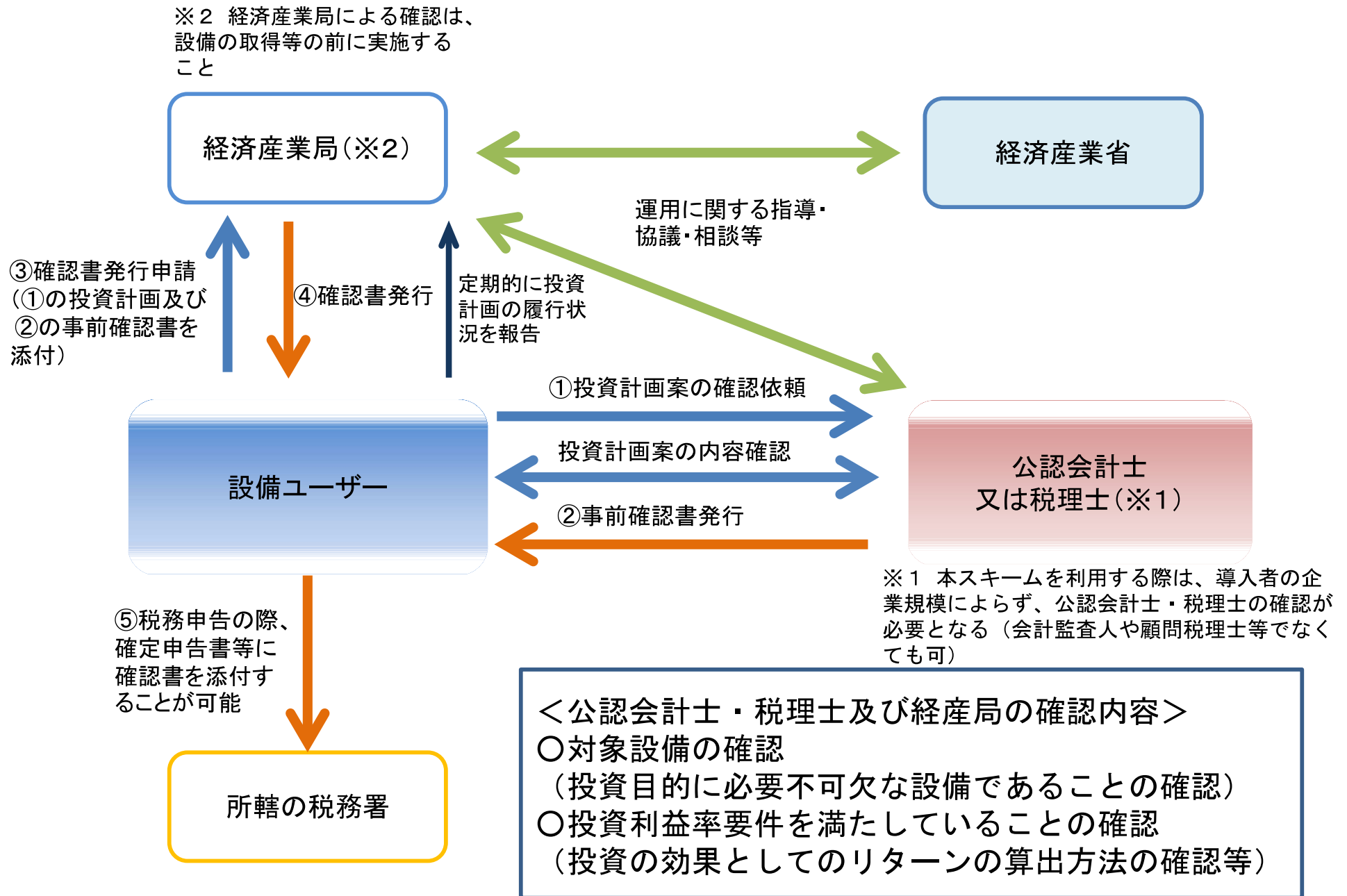


1台20万円の冷蔵庫(器具備品)を8台、合計160万円購入



合計額は満たしているが、
単品30万円を満たさず

4-1. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件確認スキーム



4-2. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件: 投資利益率

- B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備については、B要件①及び②を全て満たす設備が対象。
- そのうち、B要件①については、経済産業大臣(経済産業局)が確認・証明。

B要件①: 投資利益率

- ✓ 事業者が策定した投資計画で、その投資計画におけるその設備投資による効果として年平均の投資利益率が15%以上(中小企業者等にあつては5%以上)となることが見込まれるものであることにつき、経済産業大臣(経済産業局)の確認を受けたものであること。
- ✓ 対象となる設備は、その投資計画に記載されている設備で、その事業者にとって投資目的を達成するために必要不可欠なものとする。
- ✓ なお、年平均の投資利益率は、次の算式によって算定。

<算式>

「営業利益+減価償却費※1」の増加額※2

設備投資額※3

※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

4-3. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件:最低取得価額

B要件②:最低取得価額

- ✓ 最低取得価額以上のものであること。最低取得価額については、A要件③と同じ。
(なお、構築物は建物と同条件とする。)

設備種類	最低取得価額
機械装置	単品160万円
工具及び器具備品	単品120万円 (単品30万円かつ合計120万円を含む。)
建物、建物附属設備及び構築物	単品120万円 (建物附属設備については、単品60万円かつ合計120万円を含む。)
ソフトウェア	単品70万円 (単品30万円かつ合計70万円を含む。)

※単品とは、機械装置、工具、器具備品においては1台または1基、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアにおいては1の設備を指す

5-1. 中小企業者等に対する上乗せ措置: 中小企業投資促進税制

- 中小企業者等については、下記対象設備限定で、別途「中小企業投資促進税制」において上乗せ措置が適用できる。(生産性向上設備投資促進税制よりも更に措置内容を拡充。)

上乗せ措置の対象設備

中小企業投資促進税制の対象設備のうち、以下のa又はbの設備。

【上乗せ措置の対象設備a 先端設備】

生産性向上設備投資促進税制の「先端設備」の要件(A要件①～③)を全て満たす設備(※1, 2)。

※1 機械装置のうち「ソフトウェア組込型機械装置(あらかじめプログラムが組み込まれた専用のコンピューターが搭載され、そのコンピューターからの指令に基づいて作動する機械装置)」については、A要件①(最新モデル要件)においては、最新モデルに加え、一代前モデルも対象とする。(一代前モデルの詳細はP.12参照)

※2 ソフトウェアについては、A要件②(生産性向上要件)は適用しない。

【上乗せ措置の対象設備b 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備】

生産性向上設備投資促進税制の「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件(B要件①及び②)を全て満たす設備

5-2. 中小企業者等に対する上乗せ措置：対象設備の取得価額要件

中小企業投資促進税制の対象設備	最低取得価額等	上乗せ措置 a (先端設備)	上乗せ措置 b (生産ライン等の改善に資する設備)
機械装置	単品160万円以上	適用あり	適用あり
測定工具及び検査工具	単品120万円以上 (複数合計120万円以上を含む。 ※1)	適用なし	適用あり
一定の電子計算機	単品120万円以上 (複数合計120万円以上を含む。 ※2)	適用あり(サーバー用の電子計算機(ソフトウェア(OS)と同時に取得又は製作をされるものに限る。))	適用あり
一定のデジタル複合機	単品120万円以上	適用なし	適用あり
試験又は測定機器	単品120万円以上 (複数合計120万円以上を含む。 ※1)	適用あり	適用あり
一定のソフトウェア	単品70万円以上 (複数合計70万円以上を含む。 ※3)	適用あり(設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。)	適用あり
普通貨物自動車	車両総重量3.5トン以上	適用なし	適用なし
内航船舶	対象は取得価額の75%	適用なし	適用なし

※1 複数合計120万円以上取得で、現行措置又は上乗せ措置を適用する場合には、単品30万円以上であることが必要。

※2 複数合計120万円以上取得で上乗せ措置を適用する場合には、単品30万円以上であることが必要。

※3 複数合計70万円以上取得で上乗せ措置を適用する場合には、単品30万円以上であることが必要。

5-3. 中小企業者等に対する上乗せ措置：ソフトウェア組込型機械装置

一代前モデル

- ✓ 上乗せ措置の対象設備aにおいて、ソフトウェア組込型機械装置限定で対象となる「一代前モデル」とは、各メーカーの中で、下記要件を全て満たすものをいう。
 - ①最新モデルと同じ種類、用途及び細目の設備のうち、最新モデルに対して最も近い年度に販売が開始されたものであること。
 - ②10年以内に販売が開始されたものであること。
 - ③最新モデル自体がその一代前モデルと比べて生産性向上要件(P. 5参照)を満たすものである場合において、その一代前モデルがその直前のモデル(二代前モデル)と比べて生産性向上要件(同上)を満たすものであること。

<事例>

A機械(最新モデル)	2010年販売開始	【B機械との生産性比較】 $\{(105-100) \div 100\} \div 2$ 年 =年平均2.5%の生産性向上
	単位時間当たり生産量105	
B機械(一代前モデル)	2008年販売開始	【C機械との生産性比較】 $\{(100-95) \div 95\} \div 2$ 年 =年平均2.6%の生産性向上
	単位時間当たり生産量100	
C機械(二代前モデル)	2006年販売開始 単位時間当たり生産量95	



(B機械(一代前モデル)も対象となる)

D機械(最新モデル)	2010年販売開始	【E機械との生産性比較】 $\{(101-100) \div 100\} \div 3$ 年 =年平均0.3%の生産性向上
	単位時間当たり生産量101	
E機械(一代前モデル)	2007年販売開始	【F機械との生産性比較】 $\{(100-95) \div 95\} \div 2$ 年 =年平均2.6%の生産性向上
	単位時間当たり生産量100	
F機械(二代前モデル)	2005年販売開始 単位時間当たり生産量95	



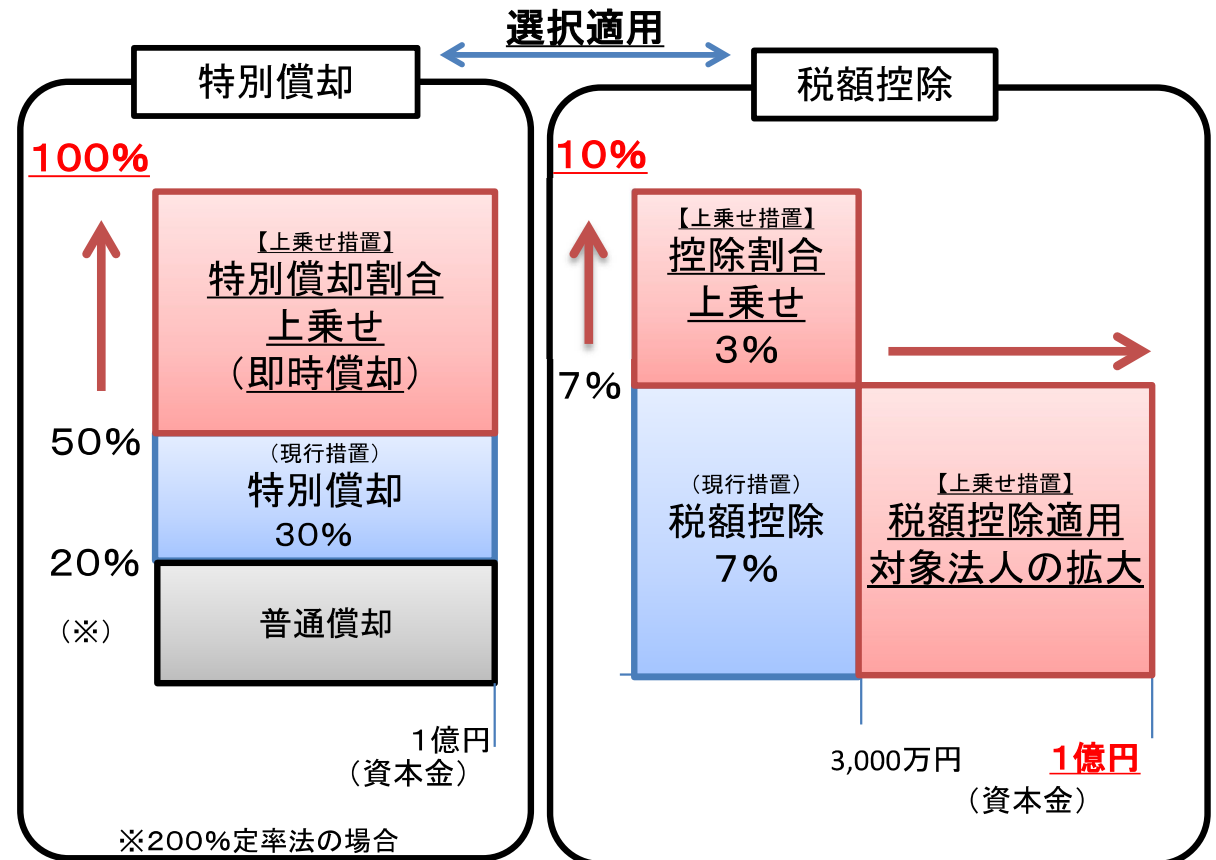
(D機械(最新モデル)が生産性向上要件を満たしていないため、E機械(一代前モデル)も対象外)

5-4. 中小企業者等に対する上乗せ措置：中小企業投資促進税制の上乗せ措置の内容

税制措置

➤ 中小企業者等とは、資本金1億円以下の法人等及び個人事業主をいい、適用される措置の内容は、以下の中小企業者等の区分に応じて、以下のとおり。

- ① 資本金3,000万円以下の法人等及び個人事業主
→ 即時償却と税額控除10%との選択適用
- ② 資本金3,000万円超1億円以下の法人
→ 即時償却と税額控除7%との選択適用



要件確認スキーム・確認者

- ✓ 生産性向上設備投資促進税制の「先端設備」「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件確認スキームと同様。

※工業会等の確認内容に関しては、機械装置である場合には、ソフトウェア組込型機械装置に該当するか(該当する場合には、一代前モデルに該当するか) についての確認も必要となる。

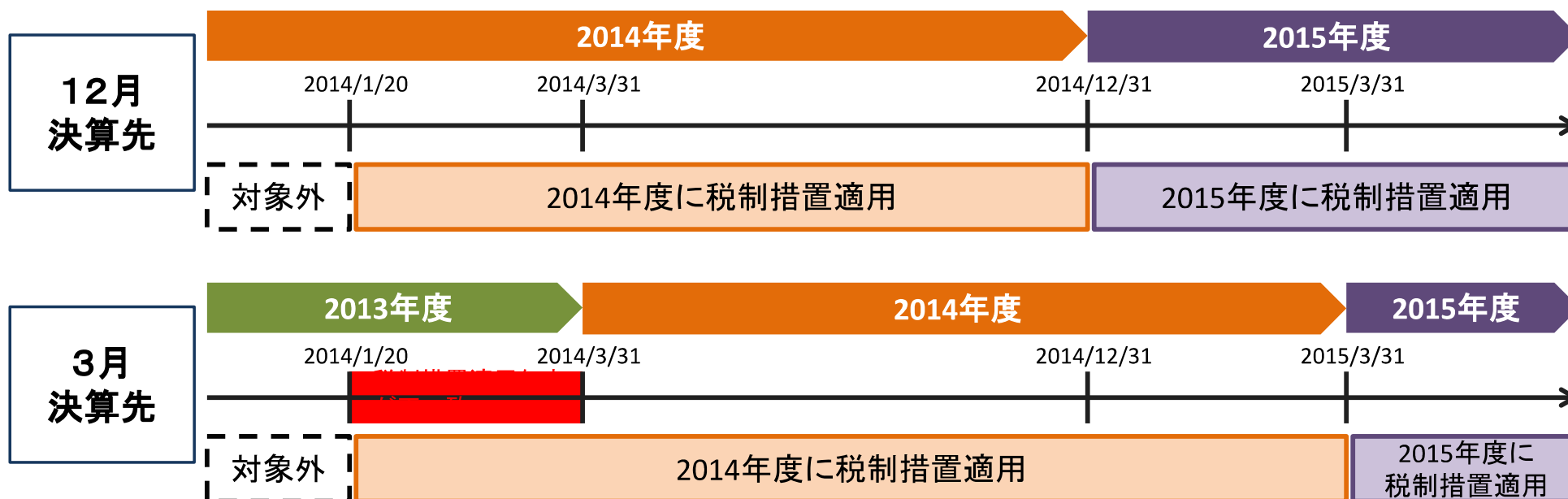
6. その他留意事項

○各税制措置の適用関係

- ✓ 産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)以降に取得等をし、かつ、事業の用に供した設備が対象。

○設備の事業供用年度と税制措置適用年度が不一致となる場合

- ✓ 平成26年3月31日までに終了する事業年度にて対象設備を取得等し事業に供用した場合は、その年度では税制措置が受けられず、翌事業年度に税制措置を受けることとなる点に留意。
- ✓ 具体的には、下記事例の通り、12月決算先については平成26年3月末までに行った投資について今年度に税制措置を適用できるが、3月決算先については平成26年3月末までに行った投資について今年度は税制措置を適用できず、来年度に今年度分と来年度分の措置がまとめて適用されることとなる。



7. 問い合わせ先

○担当課および連絡先

	生産性向上設備投資促進税制	中小企業投資促進税制(上乗せ措置)
北海道経済産業局	地域経済課(直通:011-709-1782)	同左
東北経済産業局	地域経済課(直通:022-221-4876)	中小企業課(直通:022-221-4922)
関東経済産業局	地域経済課(直通:048-600-0254)	中小企業課(直通:048-600-0321)
中部経済産業局	地域振興課(直通:052-951-2716)	中小企業課(直通:052-951-2748)
中部経済産業局北陸支局	地域経済課(直通:076-432-5518)	産業課 (直通:076-432-5401)
近畿経済産業局	地域経済課(直通:06-6966-6065)	中小企業課(直通:06-6966-6065)
中国経済産業局	地域経済課(直通:082-224-5684)	同左
四国経済産業局	地域経済課(直通:087-811-8513)	中小企業課(直通:087-811-8529)
九州経済産業局	企業支援課(直通:092-482-5435)	同左
沖縄総合事務局経済産業部	地域経済課(直通:098-866-1730)	中小企業課(直通:098-866-1755)

○制度に関するお問い合わせ

＜生産性向上設備投資促進税制＞

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 (直通:03-3501-1560)

＜中小企業投資促進税制(上乗せ措置)＞

中小企業庁 事業環境部 財務課 (直通:03-3501-5803)

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備（A類型）
に係る仕様等の証明に関するご利用の手引き

○生産性向上設備投資税制（中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む）の対象設備の要件とされている産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産性向上設備等のうち、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第5条1号に規定する先端設備（別紙1）に該当するもの、すなわち、

- ① 最新モデル要件（設備区分ごとに定められた販売開始時期に係る要件）
- ② 生産性向上指標（例：生産効率、精度、エネルギー効率等）に係る要件（年平均1%以上向上）

を満たす設備であり、且つ最低取得価額要件などの税法上の要件を満たすものについては、生産性向上設備投資促進税制の適用を受けることができます。

工業会等では、先端設備に該当する旨を確認した場合、その旨を証する「証明書」を発行することとしていますので、生産性向上設備投資促進税制の適用を受けようとする法人又は事業主（以下「設備ユーザー」）の方はご活用ください。

工業会等から証明書の発行を受ける際は、以下の手続きに従ってください。

①設備ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等（以下「設備メーカー」）に証明書の発行を依頼してください。

②依頼を受けた設備メーカーは、証明書（様式1）及びチェックシート（様式2）に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。

（注1） 設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは経済産業省ホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyuu_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisansaikoujo.html

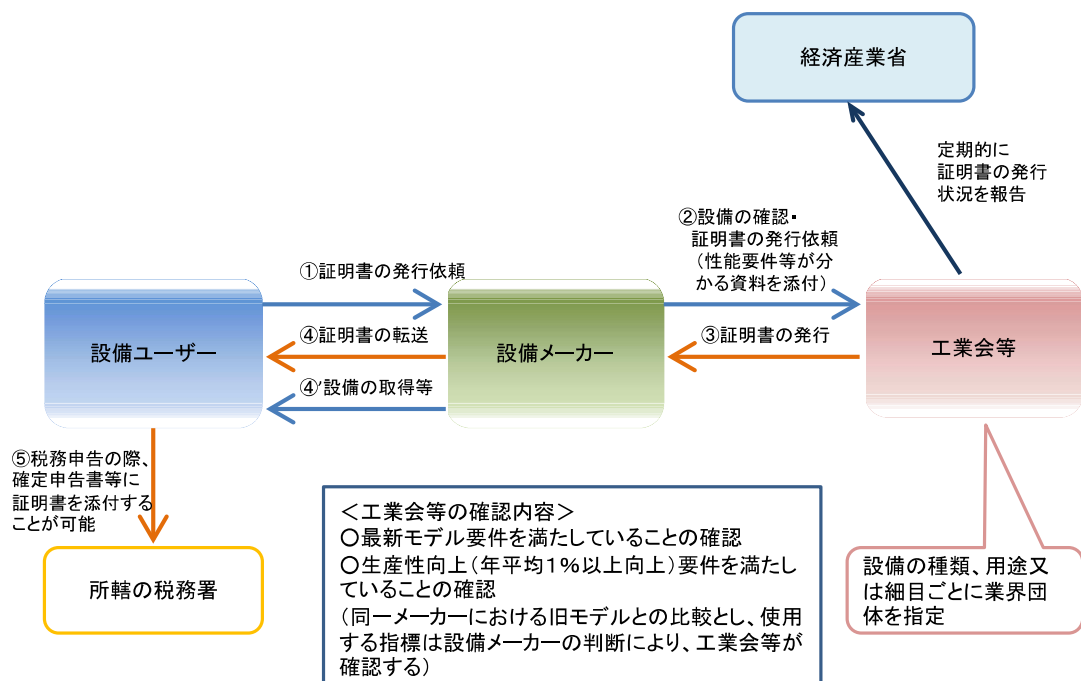
なお、様式1及び様式2はサンプルです。実際にご記入いただく際は、当該設備を担当している工業会等が指定する様式を用いて下さい。

③工業会等は、証明書の発行にあたり、必要に応じて設備メーカーから裏付けとなる資料等を取り寄せ、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカーに証明書を発行してください。その際、チェックシートは、工業会等と設備メーカーとの間の確認に用いることとし、証明書発行後は設備ユーザーへは送付せず、工業会等で保管してください。（詳細は別紙2参照）

（注2）設備メーカーにおかれては、工業会等が必要と判断した根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されませんのでご留意ください。

- ④工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送してください。
- ⑤設備ユーザーは、税務申告の際に確定申告書に証明書を添付することができます。

(手続きスキーム図)



(別紙1)

設備の種類	用途又は細目	販売開始時期に係る要件
機械装置	全て	10年以内
工具	ロール	4年以内
器具備品	試験又は測定機器	6年以内
	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの	
	冷房用又は暖房用機器	
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	
	サーバー用の電子計算機(その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの)（※1）	
建物	断熱材	14年以内
	断熱窓	
建物附属設備	電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。）	14年以内
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
	昇降機設備	
	アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る。）	
	日射調整フィルム	
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの（※2）	5年以内

※1 サーバー用の電子計算機については、中小企業者等（※3）（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人を除く。）が取得又は製作をするものに限る。

※2 ソフトウェアについては、中小企業者等（※3）が取得又は製作をするものに限る。

※3 中小企業者等とは、以下のいずれかに該当する場合を指す。

(1) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除く。

(3) 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(4) 農業協同組合等

証明書の発行に際しての手引き
(機器メーカー・工業会等向け)

設備ユーザーより依頼を受けた機器メーカー(以下「設備メーカー」)は、証明書(様式1)及びチェックシート(様式2)に必要な事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。

また、工業会等は、証明書の発行にあたり、必要に応じて設備メーカーから裏付けとなる資料等を取り寄せ、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカーに証明書を発行してください。

1. 対象となる設備

証明書の発行対象となる設備は、①最新モデル及び②生産性向上(年平均1%以上向上)の2つの要件を満たす「機械装置」並びに一定(※以下の表を参照)の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」及び「ソフトウェア」となります。ただし、サーバー用の電子計算機及びソフトウェアについては、中小企業者等が取得又は製作をするものに限ることとされています。工業会等は、上記①及び②を満たしていることを確認(詳細は2.)の上、証明書を発行してください。

設備の種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	ロール
器具備品	試験又は測定機器
	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの
	冷房用又は暖房用機器
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)
	サーバー用の電子計算機(その他の電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの)(※1)
建物	断熱材
	断熱窓
建物附属設備	電気設備(照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。)
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備
	昇降機設備
	アーケード又は日よけ設備(ブラインドに限る。)
	日射調整フィルム
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの(※2)

※1 サーバー用の電子計算機については、中小企業者等(※3)(情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人を除く。)が取得又は製作をするものに限る。

※2 ソフトウェアについては、中小企業者等(※3)が取得又は製作をするものに限る。

※3 中小企業者等とは、以下のいずれかに該当する場合を指す。

(1) 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

(2) 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）に発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を所有されている法人及び 2 以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人を除く。

(3) 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

(4) 農業協同組合等

(Q & A)

（設備メーカーが新しく開発した設備など）比較すべき旧モデルが存在しない新製品は対象となるのか？

- 比較対象が全くないものは、比較する指標がないため、最新モデルであることのみが要件となります。ただし、類似する機能・性能を持つ設備があるものは、生産性向上要件について、できる限り当該設備との比較を行ってください。

(Q & A)

既製品をカスタマイズした設備は対象となるのか？

- カスタマイズした設備など特注品の場合も、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成品がある場合は対象となります。要件についてはベースとなる旧モデルとの比較を行ってください。

(Q & A)

複数の設備メーカーが生産するパーツで構成される設備の扱いはどのように考えればよいか？

- 最終的に設備ユーザーに納める設備メーカー（最終組立メーカー）が工業会等に証明書発行を依頼することを想定しています。生産性向上の度合いは、構成するパーツの中でコアとなるものに基づいて判断してください。

(Q & A)

輸入した設備（海外メーカー製）の扱いはどのように考えればよいか？

- 要件に合致することを示す判断材料があれば、輸入した設備も対象になります。

2. 要件

工業会等は、以下の①及び②の要件を満たしていることを確認の上、証明書を発行してください。

- ① 最新モデル要件
- ② 生産性向上（年平均1%以上向上）要件

①最新モデル要件とは、各メーカーの中で、下記のいずれかのモデルであることをいいます。

- イ) 一定期間内(機械装置:10年以内、工具:4年以内、器具備品:6年以内、建物及び建物附属設備:14年以内、ソフトウェア:5年以内)に販売が開始されたもので、最も新しいモデル
- ロ) 販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル

②生産性向上(年平均1%以上向上)要件とは、旧モデル(最新モデルの一代前モデル)と比較して、「生産性」が年平均1%以上向上するものであることをいいます。ただし、ソフトウェアについては、この生産性向上要件は適用しないこととされています。

(Q&A)

何を基準に「生産性向上」に該当するか判断すればよいのか？

- 「生産性向上」の基準となる指標については、「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」などが代表例として挙げられます。ただし、あくまで代表例であり、実際の指標は、様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点から、設備メーカーにおいて、その指標が生産性の向上を図るための基準としてふさわしいものであるかどうか判断、選択することになります。なお、工業会等は設備メーカーが選択した指標について適切であるかを確認してください。

(Q&A)

「年平均1%以上向上」の比較対象は何か？

- 当該設備を製造している設備メーカーの一代前モデルと比較して下さい。設備ユーザーが現在使用しているモデルではありません。

(Q&A)

「最新モデル」及び「一代前モデル」とは何を指すのか？

- 機能や構造の変更など、大きな変更があった場合を「モデル変更」と位置付け、直近に行われたモデル変更において、変更前のものが一代前モデル、変更後のものが最新モデルとなります。ただし、デザイン(色等)の変更など、機能が変わらない変更についてはモデル変更には該当しません。これらは設備メーカーにてご判断ください。

(Q&A)

旧モデルであるか、全く別のモデルであるかは、誰がどのように判断するのか？

- 型番や当該設備の用途等を総合的に勘案し、設備メーカーがご判断ください。

以上

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち生産ラインやオペレーションの改善に
資する設備に係る申請のご利用の手引き

○生産性向上設備投資税制（中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む）の対象設備の要件とされている産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産性向上設備等のうち、産業競争力強化法第2条第13項・経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第5条第1項第2号に定める「事業者が策定した投資計画（略）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備」については、当該投資計画について、経済産業大臣（経済産業局）の確認をうける必要があります。以下の手続きに従って確認を受けてください。

①申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士又は税理士の確認を受けてください。なお、公認会計士又は税理士の事前確認書の発行及び経済産業局の確認書の発行にあたり、それぞれが必要と判断した申請書の根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、事前確認書、確認書は発行されませんのでご注意ください。

②公認会計士又は税理士は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式2）」を発行します。
※事前確認書の内容が、申請書が適切な根拠に基づいて作成されていることが確認できるものであれば、経済産業局における確認が円滑に行われます。

③申請者は、必要に応じて申請書の修正や、添付書類の追加等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、申請書に記載のある設備の導入場所の最寄りの経済産業局（設備導入場所の住所の管轄の経済産業局（文末参照、ただし、申請書に記載のある設備の導入が複数で、その導入場所を管轄する経済産業局が異なる場合は、いずれかの経済産業局。また、当該申請書について説明可能な方が本社にいるなど特段の事情がある場合は本社所在地を管轄する経済産業局）に、事前にご連絡をした上で、申請書の内容が分かる方が申請書をご持参・ご説明ください。
※申請書＋必要添付書類＋事前確認書を一式として、二部ご持参ください。
※なお、確認書発行に対して、郵送をご希望される方は返信用封筒に切手（確認書には申請書及び必要添付書類を一式として送付いたしますので、重量をご確認の上、必要となる切手を添付してください。）を添付したものを持参ください。

④経済産業局は、③のご説明を受けてから、一ヶ月以内に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が生産性向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に、確認書（様式3）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものを

渡しします。

⑤申請者は、確定申告時に④の確認書を添付することができます。

⑥④の確認書の交付を受けた申請者は、申請書の計画期間内（設備の取得等をする年度の翌年度以降3年間）について、申請書の実施状況（様式4）を、設備の取得等を行った事業年度の翌事業年度終了後4ヶ月以内に、確認書の交付を受けた経済産業局に提出してください。

＜申請書（投資計画）の策定単位について＞

申請書（投資計画）の策定単位は、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の導入の目的（＝事業の生産性の向上に特に資する（産業競争力強化法第2条第13項）こと）に照らし、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位が、申請書（投資計画）の策定単位です。

例えば、工場の生産ラインの改善を行う投資の場合に、生産ラインに絞って効果を算出できる場合には、当該生産ラインが申請書（投資計画）の単位となり、その投資効果を測定する際に工場全体でないと測定できない場合には工場単位となります。また、オペレーションの改善に資する設備の場合として、会社全体の販売・生産管理システムを改善する投資などが考えられますが、その場合は、会社全体でしか効果を算出できない場合が想定されるため、会社全体が計画の単位となります。

なお、上記のとおり、投資効果をできる限り正確に算出するために必要最小限の単位を求めています。例えば中小企業など、管理会計上投資の効果を算出することが会社単位でしか出来ない場合などは、会社単位で提出していただくことも可能です。

※あくまでも基本的な考え方であり、実際には、個別の投資計画毎に判断することとなります。

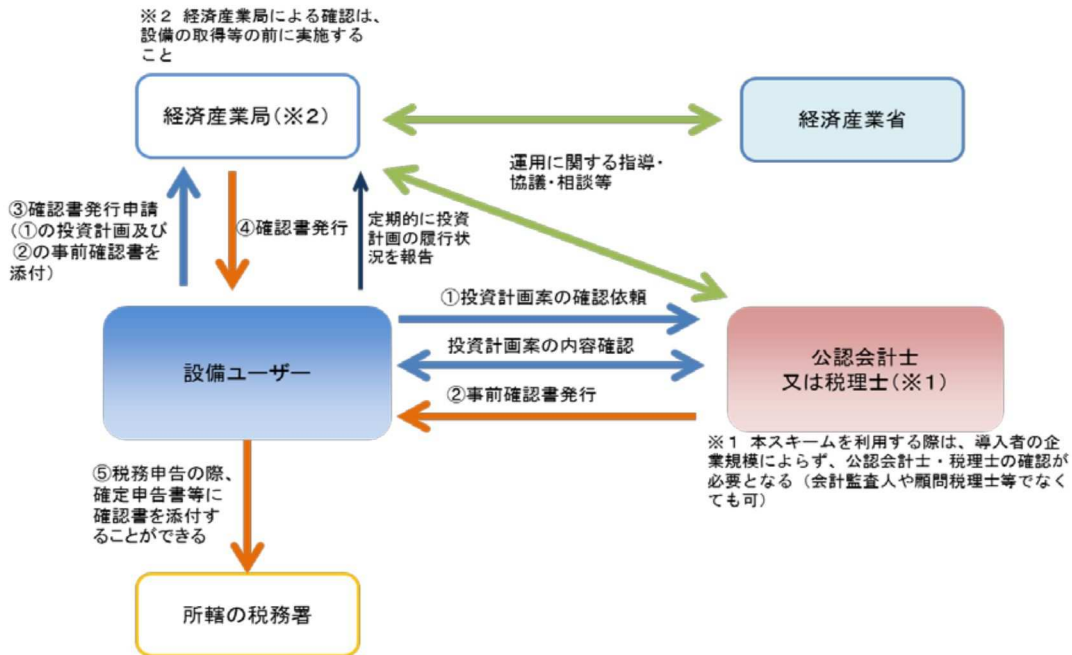
（注1）経済産業局の確認書の取得は、設備を取得する前に行う必要があります。上記のとおり経済産業局は標準処理期間として一ヶ月を設けておりますので、余裕をもってご申請ください。

（注2）経済産業局の確認書の交付は、産業競争力強化法第2条第13項・経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第5条第1項第2号に基づき、事業者が策定した投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること、当該投資計画における年平均の投資利益率が15%以上（中小企業者等にあっては5%以上）となることが見込まれるものであること、事業の生産性の向上に特に資する設備であることについて行うものです。

（注3）④の確認書を受けた後、設備の取得前に、申請書に記載された投資利益率の算定にあたって、分母にあたる設備投資取得額が増える場合や分子にあたる営業利益の減少が見込まれる場合には、変更申請書（様式5）を最寄りの経済産業局に提出の上、再度確認書の交付を受けてください。（変更申請書の提出にあたり、公認会計士又は税理士の事前確認は不要です。）

(注4) 実施状況報告書(様式4)に関して、確認書の交付を受けた申請書に記載された全ての設備について、税制の優遇措置を受けなかった場合は、当該実施状況報告書にその旨を記載してご提出ください。それ以降の実施状況報告の提出は必要ありません。

(手続きスキーム図)



(お問い合わせ先)

(管轄地域)

- | | |
|--|--|
| ○北海道経済産業局
地域経済課(直通:011-709-1782) | 北海道 |
| ○東北経済産業局
地域経済課(直通:022-221-4876)
中小企業課(直通:022-221-4922)※中促 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、
山形県、福島県 |
| ○関東経済産業局
地域経済課(直通:048-600-0254)
中小企業課(直通:048-600-0321)※中促 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、
山梨県、長野県、静岡県 |
| ○中部経済産業局
地域振興課(直通:052-951-2716)
中小企業課(直通:052-951-2748)※中促 | 岐阜県、愛知県、三重県 |
| ○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局
地域経済課(直通:076-432-5518)
産業課(直通:076-432-5401)※中促 | 富山県、石川県 |
| ○近畿経済産業局
地域経済課(直通:06-6966-6065)
中小企業課(直通:06-6966-6065)※中促 | 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、
兵庫県、奈良県、和歌山県 |
| ○中国経済産業局
地域経済課(直通:082-224-5684) | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、
山口県 |
| ○四国経済産業局
地域経済課(直通:087-811-8513)
中小企業課(直通:087-811-8529)※中促 | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| ○九州経済産業局
企業支援課(直通:092-482-5435) | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、
大分県、宮崎県、鹿児島県 |
| ○沖縄総合事務局経済産業部
地域経済課(直通:098-866-1730)
中小企業課(直通:098-866-1755)※中促 | 沖縄県 |

中小企業者等における中小企業投資促進税制の上乗せ措置について受付窓口が異なる場合は、「※中促」と表記。